

召出嚴敷御詮議有之故漸去冬白狀致し誤り證文公儀江差上候依之其節を揚り屋ニ被召置猶又御吟味有之御威光を以法橋被召放去月十五日右了悅を座中江御引渡被下尤座法之通如何様共取計候様被仰渡候ニ付了悅請取歸り職屋舗の長屋江押込番を付置申候去々年以來色々公儀を偽り段々御苦勞掛不届ニより重き仕置ニも可申付候得共誤り候而座中江立歸り座法相守可申由申候ニ付評議之上用捨を以座中の位牌所清聚庵江遣し置番を付置候而夫々永禁足ニ仕度旨二條表へ伺候處今朝御役所江職を被召させ參上之處了悅義其方へ相渡し候上ハ願之通禁足ニ申付候得と被仰渡候間右了悅三老岡村殿ものに相極猶了悅願ニ依而初身名了悅事了玄と改清聚庵へ遣し永禁足申付候條京都より此段申來候間江戸仲間江觸出し申候事

寶曆九卯年六月七日

古々總錄豊藤檢校 役中

〔嬉遊笑覽附錄〕又同書○政談従八檢校の跡目御番に入らる事謂れなき事なり其始め東照宮御小性盲目に成たるを檢校に仰付られたるより事起るといふ夫は元來侍なれば最のことなり其已後御扶持を下されたる檢校の跡までは濫吹なり座頭は其弟子より金を取て夫にて渡世する者なれば畢竟乞食に似たる者なり御扶持方下され御側近く召仕はるれども只坊主などの格なるべし紫位を著する故五位なりと思ひて不學なる御老中などの兩番へ入らる事にしたる成べし出家の紫衣をも官位とおもふは文盲なることなるべし紫衣いづれも平僧にて衣の色を御免ありといふ迄の事なり檢校の紫衣はまして夫とは間のあることなり檢校勾當といふ名も官位にあらず高野の檢校も平僧なり勾當といふは何にても事を取捌く事なり勾當内侍といふも内侍にて事を取捌く故の稱號なり天明五年御觸書盲僧は武家に限り青蓮院支配たるべく候盲人は百姓町人に限り總錄の支配に限り候事